

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第2（第6条関係） 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場の利用料金の上限額							別表第2（第6条関係） 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場の利用料金の上限額								
区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時	13時	17時	9時	13時	9時			9時	13時	17時	9時	13時	9時	
	から	から	から	から	から	から			から	から	から	から	から	から	
	13時	17時	21時	17時	21時	21時		13時	17時	21時	17時	21時	21時		
	まで	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
[略]							[略]								
							1 [略]								
							2 <u>電気料及び暖房料</u> 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は暖房を使用する <u>期間</u> においては、実費を基準として知事が定める額								
							2 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は <u>冷房若しくは暖房</u> を使用する <u>場合</u> においては、実費を基準として知事が定める額								
							3 <u>暖房料</u> <u>暖房を使用する期間</u> においては、 <u>実費を基準として</u> 知事が定める額								

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3中表の部分を次のように改める。

区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで	
主催者事務室	円 1,070	円 1,190	円 1,550	円 2,010	円 2,740	円 3,570	電気料 エアコンディショナー を使用する場合（主催者事 務室、第1主催者控室、第 2主催者控室及び第3主 催者控室に限る。）におい ては、実費を基準として知 事が定める額
第1主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570	
第2主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570	
第3主催者控室	3,330	3,570	4,520	6,080	8,090	10,600	
第4主催者控室	360	460	600	710	1,070	1,310	
第1ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330	
第2ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330	
第1シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430	
第2シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430	
特別室	1時間までごとに2,360円						

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	
	9時から13時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで		
催事場	A会議室	円 7,260	円 7,980	円 9,880	円 13,210	円 17,860	円 23,100	電気料 機械若しくは器具を設 置して電気を使用する場 合（第3会議室、第4会議 室及び第5会議室に限る。
	B会議室	4,410	4,770	5,960	7,980	10,710	13,940	
	C会議室	970	970	1,310	1,660	2,250	2,970	
会議場	特別会議室	35,590	38,830	48,530	64,710	87,360	113,240	

第1会議室	5,980	6,530	8,150	10,870	14,680	19,020
第2会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
第3会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
第4会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
第5会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
第6会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
第7会議室	8,970	9,790	12,230	16,290	22,010	28,530
第8会議室	15,960	17,400	21,760	29,010	39,180	50,770
第9会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
第10会議室	17,940	19,570	24,470	32,630	44,060	57,110
特別室	1時間までごとに2,360円					

) 又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）  
 においては、実費を基準として知事が定める額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。